

最低制限価格の設定基準

(取扱い及び事務手続等)

1 対象建設工事

予定金額が、130万円超5,000万円未満の建設工事とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価競争入札により発注しようとする工事は、対象建設工事としない。

2 最低制限価格の設定

(1) 予定価格が、130万円超5,000万円未満の建設工事

低入札価格調査制度の運用基準により算出された調査基準価格に、0.96を乗じ、1万円未満の数字を切り捨てて得た額を最低制限価格とする。

3 事務手続

(1) 最低制限価格の確定

入札執行者は、対象工事に係る請負契約を競争入札に付する場合は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により最低制限価格を算出し、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇〇円」と記載し、さらに当該最低制限価格に108分の100を乗じて得た金額を「入札書比較価格〇〇〇円」と記載する。

(2) 対象業者への周知

入札執行者は、公告（指名通知）の際、入札心得の条文を熟読することを入札参加者に促すとともに、入札執行の際下記の点を周知し、問題が発生しないように配慮する。

- ① 地方自治法施行令第167条の10第2項の適用であること。
- ② 設定した最低制限価格を下回った入札を行った者は失格となること。

附 則

この基準は、平成20年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。